

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 1年 6月20日

京都府知事 様



提出者

住所 京都府福知山市長田野町1丁目29番地  
 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
 株式会社 浅田可鍛鑄鉄所  
 代表取締役社長 小林 雄一  
 電話番号 0773-27-2058

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他の処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 浅田可鍛鑄鉄所
事業場の所在地	京都府福知山市長田野町1丁目29番地
計画期間	平成31年4月1日～令和2年3月31日

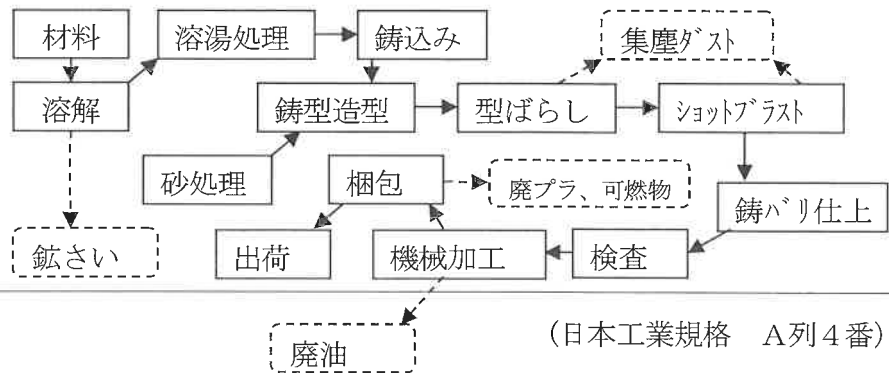
当該事業場において現に行っている事業に関する事項

- ① 事業の種類 自動車・同附属品製造業
- ② 事業の規模 年間製造品出荷額：4622百万円
- ③ 従業員数 116人

④産業廃棄物の一連の処理の工程

工程の流れ →

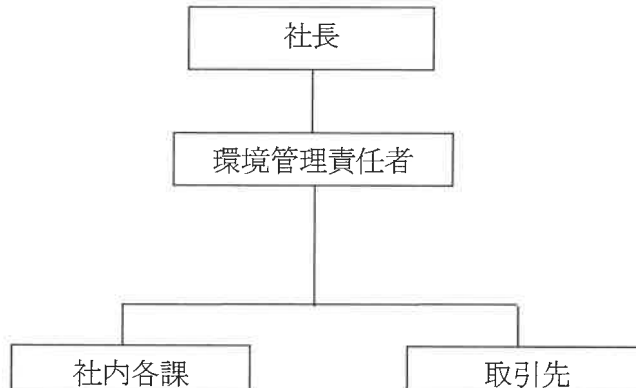
廃棄物排出 - - - - -



(日本工業規格 A列4番)

## 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



## 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状

## 【前年度（ 30年度 ）実績】

産業廃棄物の種類	鉦さい（路盤材）	
排 出 量	2,297 t	t

(これまでに実施した取組)

当初の計画には上げてなかったが、年度の後半からではあるが、廃棄物の中の鋳鉄と耐火物の分離がしにくいものは、有価物として引取り可能となり、その分は8%（約180 t）程度減量化出来た。

②計画

## 【目標】

産業廃棄物の種類	鉦さい（路盤材）	
排 出 量	2,000 t	t

(今後実施する予定の取組)

廃棄物の排出の抑制は、自社内で再生化を進めるしか方法が見つからない。そのための設備となると現状で確立されたものがない。従って、大きな設備投資も伴うことが考えられるので、対処方法についての調査・検討を開始する。

## 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

鉦さいは、路盤材とセメント原料、さらに鋳物中子用として再利用化、不燃物は廃プラとして中間処理業者へ、可燃物は焼却、廃油は含油廃水として業者へ委託油水分離し油分再利用、木製パレットは固形燃料へリサイクル化、その他余剰砂は、他社へ売却

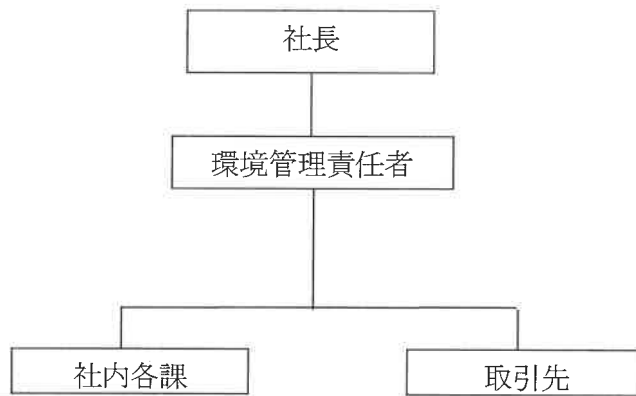
②計画

(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

鋳物中子用の砂としての分別に比重をおいて少しでも減量を図る。

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

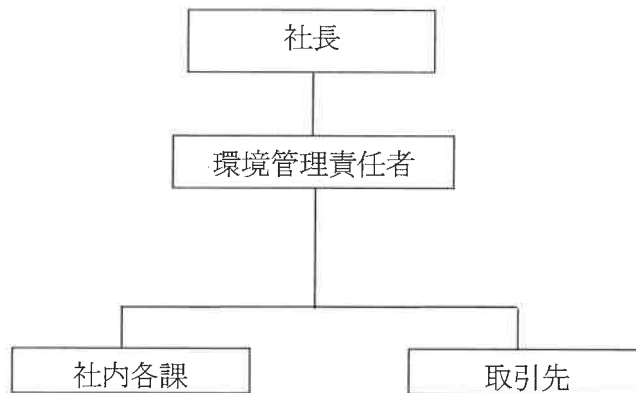
② 現状	【前年度（ 30年度 ）実績】		
	産業廃棄物の種類	鋳物廃砂（中子砂用再生）	
	排 出 量	3,025 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	鋳物廃砂（中子砂用再生）	
	排 出 量	3,000 t	t
	(今後実施する予定の取組) 廃棄物の排出の抑制は、自社内で再生化を進めるしか方法が見つからない。そのための設備となると現状で確立されたものがない。従って、大きな設備投資も伴うことが考えられるので、対処方法についての調査・検討を開始する。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	鋳物中子用の砂としての分別に比重をおいて少しでも減量を図る。

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

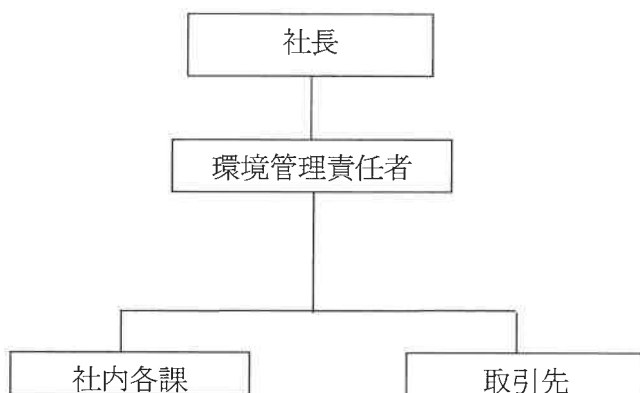
③ 現状	【前年度（ 30年度 ）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラ	
	排 出 量	23.2 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラ	
	排 出 量	8 t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

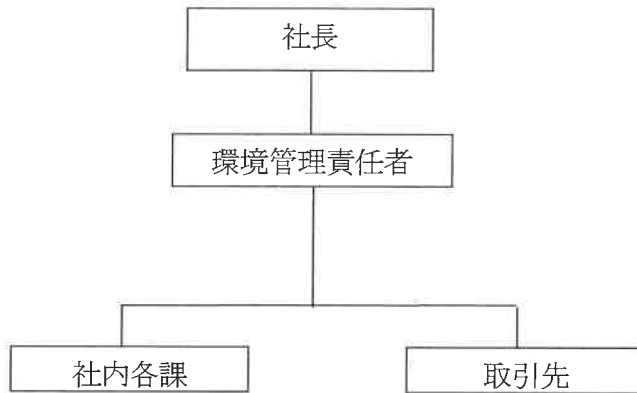
④ 現状	【前年度（ 30年度 ）実績】		
	産業廃棄物の種類	木くず	
	排 出 量	2.82 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	木くず	
	排 出 量	2.5 t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

⑤ 現状	【前年度（ 30年度 ）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃油	
	排 出 量	3 2kl	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃油	
	排 出 量	3 0 kl	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	
②計画	

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（                      年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t
	(これまでに実施した取組)	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t
	(今後実施する予定の取組)	

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（                      年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t
	(これまでに実施した取組)	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t
	(今後実施する予定の取組)	

## (第4面)

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（                      年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（ 30年度 ）実績】			
	産業廃棄物の種類	鋳さい (路盤材)	鋳物廃砂 (中子用砂)	
	全処理委託量	2,297t	3,025t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	0t	0t	t
	再生利用者への処理委託量	2,297t	3,025t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t
	(これまでに実施した取組) 生産量は7%増、路盤系の伸び11%、中子用が4%減、産業廃棄物全体では2%程度増で、生産量に対しては、伸びが少なく済んだ。			



産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（ 30年度 ）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラ	木くず
	全処理委託量	23.2 t	2.82 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	23.2 t	0 t
	再生利用業者への 処理委託量	<del>23.2 t</del>	2.82 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 木製パレットは、昨年引き続き固形燃料へのリサイクル化を実施した		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（ 30年度 ）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃油	
	全処理委託量	32kl	
	優良認定処理業者への 処理委託量	32kl	
	再生利用業者への 処理委託量	32kl	
	認定熱回収業者への 処理委託量		
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量		
	(これまでに実施した取組)		

②計画	<b>【目標】</b>				
	産業廃棄物の種類	鋳さい (路盤材)	鋳物廃砂 (中子用に再生)		
	全処理委託量	2,000 t	3,000 t	t	
	優良認定処理業者への 処理委託量	2,000 t	3,000 t	t	
	再生利用業者への 処理委託量	2,000 t	3,000 t	t	
	認定熱回収業者への 処理委託量		t		
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量		t		
	(今後実施する予定の取組)				
※事務処理欄					
②計画	<b>【目標】</b>				
	産業廃棄物の種類	廃プラ	木くず	廃油	
	全処理委託量	8 t	2.5 t	30kl	
	優良認定処理業者への 処理委託量	8 t	2.5 t	30kl	
	再生利用業者への 処理委託量		t		
	認定熱回収業者への 処理委託量		t		
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量		t		
	(今後実施する予定の取組) 廃プラの排出量に注視して少しでも減量できるよう努力したい				
※事務処理欄					

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。